

令和〇年〇月〇日付けで広告物等除却（滅失）届を提出した広告物等の除却後に残されている掲出物件について、新潟県屋外広告物条例第 18 条（管理義務）及び同条例第 18 条の 2（点検義務）で定める事項を遵守のうえ、管理等を行います。

なお、当該掲出物件が不要となった場合には、速やかに除却します。

令和△年△月△日

住所：〇〇県〇〇市〇〇〇

氏名：株式会社〇〇〇

〇〇部〇〇〇課 担当：〇〇

電話番号：〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

長岡市長 様